

受託業者を特定するための評価基準

別紙 1

業務名 : 御所市改良住宅活用検討業務

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目				評価の着目点	技術点				
				判断基準	管理技術者	担当技術者(※2)	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※3	資格要件	技術者資格		技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」）かつ 1 級建築士 ①技術士（建設部門「都市及び地方計画」）かつ 1 級建築士 ②技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」） ②技術士（建設部門「都市及び地方計画」） ② 1 級建築士 ③上記①②以外 ※管理技術者は、技術士「都市及び地方計画」の資格を必須とします。	① 3 ② 1 . 5 —	① 2 ② 1 ③ 0		5	1 7
			専門技術力	令和 2 年 4 月 1 日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務の実績を次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。） 同種業務：(A)改良住宅等に関する施策の方針、計画及び構想などの策定業務（※1） 同種業務：(B)公営住宅等長寿命化計画の策定、公営住宅等ストック総合活用計画の策定業務（※1） ①同種業務の(A)及び(B)の実績がある ②同種業務の(A)又は(B)の実績がある ③上記①②以外	① 6 ② 3 ③ 0	① 3 ② 1 . 5 ③ 0		9	
			情報収集力	令和 2 年 4 月 1 日以降、本業務における公告日までに完了した国又は地方公共団体発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①高田土木事務所管内における業務実績あり ②上記①以外の奈良県内における業務実績あり ③上記①②以外	① 2 ② 1 ③ 0	① 1 ② 0 . 5 ③ 0		3	
	手持ち業務量※3	専任制		公告日時点における契約額 5 0 0 万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。 （照査技術者として従事するものは含めない。） ①手持ち業務の契約総額 1 億円未満、かつ手持ち業務の件数が 5 件未満 ②手持ち業務の契約総額 1 億円以上 2 億円未満、かつ手持ち業務の件数が 5 件未満 ③上記①②以外	① 3 ② 1 . 5 ③ 0	① 2 ② 1 ③ 0		5	5

※1 国又は地方公共団体が発注した業務に限る。

※2 担当技術者を複数もつ場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。

※3 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

●業務の実施方針

評価項目				評価の着目点	技術点		
				判断基準	評価点	小計	合計
実施方針・工程表・その他	業務理解度			目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	4	1 6
	実施手順			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		4	
	その他			業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。		8	

●評価テーマ

評価項目				評価の着目点	技術点		
				判断基準	評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1仕様書に定められている各業務項目における、考え方とその留意点について			①仕様書で定めた業務内容が網羅された提案になっているか。	※※	1 8	5 4
				②具体的な調査、検討手法が示された提案になっているか。		1 8	
				③御所市の改良住宅を取り巻く現状や課題を踏まえた的確な提案になっているか。		1 8	

評価項目				評価の着目点	技術点		
				評価基準	評価点	小計	合計
価格				業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。 なお、評価点は、下記の式により算出する 評価点＝（最低価格／提案価格）× 8 点	※※	8	8

合計							1 0 0
----	--	--	--	--	--	--	-------

※※の評価値は、審査員による 5 段階評価（1 0 0 %・7 5 %・5 0 %・2 5 %・0 %）を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第 3 位を切り捨てし小数第 2 位まで算出する。